

地域の成年後見ニーズ予測の考え方②

～佐渡市社会福祉協議会成年後見センターの取組より

1. 佐渡市社会福祉協議会成年後見センターの概要

(1) 位置

- 人口 56,852 人（平成 29 年 3 月 31 日現在）
- ※高齢化率 40.5%



2. センター設立までの経緯

①センター設立に向けた動きの前段階

- 平成 23 年 2 月に新潟県社会福祉士会ばあとなあ新潟佐渡ブロック研修にて、第三者後見人のなり手が少ないことが指摘される。当研修に参加していた、法テラス佐渡法律事務所所属の弁護士を中心に、翌 3 月に法テラス佐渡法律事務所に、第三者後見人拡充プロジェクトチーム（PT）を発足させた。

【PT 検討メンバー】

専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、行政担当課（社会福祉課、高齢福祉課）、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、社会福祉協議会、家庭裁判所佐渡支部（オブザーバー参加）

- PT では、行政とも連携して、島内の関係機関 86 か所に「後見ニーズ調査」を実施した。その結果、以下のようなことが明らかとなった。
 - ・島内では、高齢化率が非常に高く、親族後見に適さない事例が少なくない（若い世代の島外流出→島内に残るのは高齢の近親者のみになる）。
 - ・また、低所得層への支援の必要性。
 - ・平成 22 年には親族より専門職などの第三者後見人が選任される数が多くなっているにも関わらず、第三者後見人のなり手不足が深刻。
- PT による「後見ニーズ調査」の結果を受けて、佐渡市地域自立支援協議会精神障害部会に成年後見制度プロジェクト会議が立ち上がり、佐渡市に対し「成年後見センターの早期実施等」を求める報告書を提出。
- 平成 24 年 2 月、佐渡市社会福祉協議会では、成年後見センター設立準備検討会を発足。法人後見の実施、成年後見制度の相談及び普及啓発、新たな後見人の担い手の育成等の取組みに向け準備を行う。
- 同年 4 月、佐渡市社会福祉協議会成年後見センター（本所福祉課内）に開設。

2. 「後見ニーズ調査」の実施方法

①佐渡島内における成年後見制度の利用の現状把握

- 佐渡島内における過去 5 年間の成年後見申立件数と第三者後見人等が担った件数を整理。

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	合 計
成年後見申立 件数	11	30	23	22	22	108
うち申立開始 件数	11	30	21	21	19	102
うち第三者後 見人等就任件 数	2	12	6	7	12	39

※ 第三者後見人等： 親族以外の弁護士・司法書士・社会福祉士等専門職
 ① 支援を必要とする認知症等高齢者、知的障害者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）に身寄りがいない場合
 ② 要支援者の親族間に紛争を起している場合
 ③ 要支援者の財産を親族が勝手に使用している場合
 などの事案で選任される。

5 年間における第三者後見人等の就任件数は 39 件。佐渡島内の第三者後見人等の数は約 20 名であることから、複数件数を受任している第三者後見人等がいることがわかる。

※ 「1. 佐渡市社会福祉協議会成年後見センターの概要」の記載内容は、ヒアリング調査時の回答シートから抜粋。

②「後見ニーズ調査」実施にあたっての考え方の整理

○地域内の成年後見制度利用のニーズを「要支援者」という類型でとらえつつ、追加質問で首長申立必要数、第三者後見人必要数を絞り込み、かつ、地域内の第三者後見人の担い手となりうる専門職に対し、登録者数、受任可能件数等を調査（下図参照）。
→行政や市民に対し、制度利用の検討が必要な人のボリュームと低調な首長申立状況を提示し、他方で受け皿が枯渇しつつあることをアピール。危機感を持つきっかけとした。

◎【要支援者】

※本調査における「要支援者」とは、介護保険におけるそれとは異なり、「判断能力が不十分」かつ「一定類型に該当することにより、現に生活に支障が生じているもの」を指す。「要支援者」に対しては、成年後見制度を含めた何らかの後見的支援が現に必要とされている。

※「一定類型に該当する生活の支障」の内容

- ・過去に消費者被害にあったことがある
- ・日常的な金銭管理が困難
- ・医療・サービス利用が進まない
- ・経済的虐待の被害者
- ・身体・精神・性的虐待・ネグレクトの被害者
- ・本人がサービスの利用を拒否
- ・管理財産が多額
- ・税金滞納・借金の処理が困難
- ・収入に見合った支出が困難
- ・その他の困難な事情がある

<追加質問例>

- ア)【要支援者】の平均収入・・・所得差による後見ニーズの差がみえやすい。
イ)【要支援者】に対する協力が可能な親族の有無・・・協力できる親族がない場合には、首長申立ニーズ、かつ、第三者後見人の担い手ニーズとして計上。

③関係機関にアンケート調査の実施

○調査対象：佐渡市内の行政、包括その他事業所、施設、医療機関等・・・ニーズ調査
弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職・・・担い手調査
→ニーズ調査と担い手調査を同時に実施することにより、地域課題（佐渡市内における後見利用ニーズに対する受け皿不足）が顕在化し、解決に向けた提案（法人後見（センター）の設立、成年後見制度利用支援事業の拡充、市民後見人の養成等）につなげた。

④関係機関や市民と地域における成年後見に関する情報を共有

○調査結果やPT活動を広報（島内シンポジウムの実施、マスメディアに協力依頼等）。
→調査手法やセンター設立のプロセス、その考え方が、市内だけではなく、他自治体（新潟県、静岡県、青森県など）にも波及。新潟県社協HP
<http://www.fukushinigiata.or.jp/reports/#seinen> 参照。



※2. の記載内容は、フォーカスグループインタビュー調査当日配布資料「成年後見制度利用促進計画にかかる佐渡・新潟モデルと八戸での取組み」（日弁連高齢者・障害者権利支援センター運営委員 法テラス八戸法律事務所 水島俊彦弁護士）を同氏が一部修正したものを引用。